

平成27年（2015年）第2回紀北町議会臨時会会議録

第 1 号

平成27年8月11日（火曜日）

招集年月日 平成27年8月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成27年8月11日（火）

応招議員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量
16番	平野倭規		

不応招議員

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上壽一	副 町 長	竹内康雄
総 務 課 長	堀 秀俊	財 政 課 長	井谷 哲
建 設 課 長	植地俊文	危機管理課長	上野和彦
海山総合支所長	上村康二	教育長職務代理者	森本鑛平
学校教育課長	玉津武幸		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	奥村能行
書 記	奥川賀夫	書 記	上野隆志

議事日程（第1号）

- | | | |
|----|--------|-------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | | 諸般の報告 |
| 第4 | | 行政報告 |
| 第5 | 議案第49号 | 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 第6 | 議案第50号 | 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第7 | 議案第51号 | 中州地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について |

会議録署名議員

11番 奥村武生

14番 平野隆久

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

東 清剛議長

皆さま、おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成27年第2回紀北町議会臨時会を開催いたします。

なお、12番 東 篤布君から所用のため欠席との連絡を受けておりますので、ご報告申し上げます。

議事日程につきましては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、議事日程を議会事務局長に朗読させます。

谷事務局長。

谷 吉希議会事務局長

それでは、議事日程を朗読させていただきます。

平成27年第2回紀北町議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年8月11日（火曜日）午前9時30分 開議

- | | |
|----|--------------------------------------|
| 第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | 会期の決定 |
| 第3 | 諸般の報告 |
| 第4 | 行政報告 |
| 第5 | 議案第49号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて |
| 第6 | 議案第50号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第7 | 議案第51号 中州地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について |
- 以上でございます。

東 清剛議長

これより本日の会議を開きます。

日程第1

東 清剛議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、本日の会議録署名議員に、

11番 奥村武生君

14番 平野隆久君

のご両名を指名いたします。

日程第2

東 清剛議長

次に、日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

日程第3

東 清剛議長

次に、日程第3 諸般の報告を行います。

去る8月4日に議会運営委員会が開催され、本臨時会にかかる運営等について協議が行われました。その確認事項等についてご報告申し上げます。

まず、付議事件についてであります。

本臨時会の招集にあたり付議された事件は3件であります。

紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてと、紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてと、中洲地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結についてであります。

次に、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査についてであります。平成27年度普通会計6月分と、平成27年度水道事業会計6月分について、同条第3項の規定により監査委員から報告を受けております。

報告書は議員控室に保管してありますのでご覧ください。

次に、地方自治法第121条の規定により、提出案件等の説明のため、あらかじめ出席を求め

たところ、尾上町長はじめ議会の審議に必要な関係課長等の出席がありましたので、ご報告申し上げます。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4

東 清剛議長

次に、日程第4 行政報告について、町長から申し出がありましたので許可することにいたします。

尾上町長。

尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。本日は臨時会の開催要請をさせていただきましたところ、多数のご出席を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

早速ですが、本議会臨時会にあたりまして1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、健康増進施設設計業務の委託業者の決定についてでございます。健康増進施設設計業務の委託業者につきましては、平成27年7月31日に指名型プロポーザル審査委員会におきまして、参加業者5社の書類審査及びヒアリング審査を実施し、株式会社 東畑建築事務所名古屋事務所を選定し、決定いたしました。

今後、設計業務を進めてまいります。配置案等がまとまりましたら、議員の皆様にお示しし、ご意見等を頂戴したいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上をご報告いたしまして、本議会臨時会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

東 清剛議長

以上で行政報告を終わります。

お諮りします。

本議案の審議にあたっては、会期を1日として決定したことにより、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、本会議での審議といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

異議なしと認めます。

したがって、本議案の審議にあたっては、委員会への付託を省略し、本会議で審議することに決定いたしました。

日程第5

東 清剛議長

それでは、日程第5 議案第49号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

尾上壽一町長

それでは、本日、本議会臨時会に上程いたしました教育長の人事案件につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案第49号 紀北町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてであります。前教育委員会教育長、安部正美氏のご逝去に伴いまして、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する、村島昶郎氏を新たに紀北町教育委員会教育長に任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

教育長の人事案件につきましては、以上であります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

東 清剛議長

これから質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

同意を求めることについては何もありませんけれども、議案の中にですね、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年の法律と書かれていますが、新しく3月議会でも地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて、必要な条例って、給与とか勤務実態については、3月議会でもこの町でも条例が改正されたんですけど、今回、在任期間中の交代に対しても、この旧、昭和31年の法律でよろしいのでしょうか。新たに改正された法律に基づいてとなるのか、そこらへんの詳しい説明をよろしくお願いします。

東 清剛議長

玉津教育課長。

玉津武幸教育課長

昭和31年の法律第162号なんですけど、改正がございまして、改正に伴いまして、新たに4条、任命というところなんですけど、教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命するというふうに変更されています。以上でございます。

東 清剛議長

7番 近澤チヅル君。

7番 近澤チヅル議員

では、在任期間中に亡くなられても、旧法律のとおりでよろしいということですね。

東 清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

お亡くなりになった時点で、旧教育行政から新しい教育行政制度に変更になります。以上でございます。

東 清剛議長

法律は変わっていないんです。内容だけ、内容変更があったということです。

ほかに質疑される方は。

6番 瀧本 攻君。

6番 瀧本 攻議員

この期間のことですけども、任期3年になっています。町長の在任期間があと2年と何ヵ月かですね。そのへんとの整合性についてはどうですか。

東 清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

教育長の任期が3年になりましたことに伴いまして、町長の任期が4年でございます。町長の任期より1年短くすることで、町長の任期中、少なくとも1回は自ら選んだ教育長に就任していただけるというふうな制度になってございます。以上でございます。

東 清剛議長

6番 瀧本 攻君。

6番 瀧本 攻議員

そうすると、算数があわないんじゃないの。町長の任期中というと、町長はあと2年と、今は8月ですから、29年の10月まででしょう。だから、避難タワーの町のことも、8月までにやられるとおっしゃられているわけだから、そのへんの算数があわん。

東 清剛議長

玉津学校教育課長。

玉津武幸学校教育課長

今回、初めて町長が新教育長を任命なされます。それは今現在の町長の意向が反映されているものと解釈しております。以上でございます。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今回、お亡くなりになったということで、今回から新たな新教育長制度のもとでされます。その新教育長制度が、私の任期に関わらず、3年という任期なので、こういう設定でさせていただいておりますので、3年任期でありまして、もし、私と一緒に行動を共にするのであれば、辞職とかですね、そういった形になろうかと思えますし、ずっと続けていくのであれば、新教育長制度の中の任期で動くということになります。

東 清剛議長

よろしいですね。そのほかにございませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

次に、賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第5 議案第49号については、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東 清剛議長

挙手全員です。

したがって、議案第49号については、原案のとおり同意することに決定しました。

教育長の任命については、議会が同意した時は、議会の申し合わせにより本会議において挨拶することになっており、村島尠郎氏からご挨拶をさせていただきたいという町長への申し出をいただいております。少し時間をいただき、発言を許可することにいたしたいと思っておりますのでご了承ください。

それでは、村島尠郎氏の出席を許可いたします。

(村 島 尠 郎 氏 : 入 場)

村島尠郎氏

それでは、失礼します。ただいま、教育長任命にあたり、議会のご同意をいただきました村島です。どうかよろしく願いいたします。

もとより、浅学非才の身で、職務の重要性、重さを考えますと、その任にあらずと一抹の不安を抱きますが、議員の皆様にご同意をいただきましたので、全力を尽くして、職員とともに職務遂行の任にあたりたいと強く考えています。

社会生活の基礎、基本を担う学校教育では、児童生徒の教育水準の向上をモットーに、安全で安心した学校生活ができるように努めたいと思います。

また、生涯教育では、町民の皆様方が生涯を通して、いつでも、どこでも、誰でもが参加できて、学べるように、健康づくりも含め、その振興に努めたいと思っております。現状をよく把握することに努め、課題を明確にしながら、家庭、学校、地域とよく連携をして、また、諸団体とも協力しながら、教育行政を進めてまいりたいと考えています。

今後におきましては、どうか議員の皆様方のご指導とご鞭撻をよろしくお願いいたします。

東 清剛議長

どうもご苦勞様でした。

(村 島 赳 郎 氏 : 退 場)

東 清剛議長

村島赳郎氏におかれましては、教育長の職務を8月12日からという町長からの報告を受けております。

これは余談ですけれども、村島赳郎氏のお父様は旧紀伊長島町時代、昭和44年から昭和48年までの間、長島町で教育長をされておりました、多大な紀伊長島町においての成果があがっているようなところでございます。どうもご協力ありがとうございました。

日程第6

東 清剛議長

次に、日程第6 議案第50号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

議案第50号 紀北町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

前教育委員会委員、村島佳子氏が本年8月10日付けをもって辞職されたことに伴い、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する西村真紀氏を後任として任命したいので、議会の同意を求めるものでございます。

教育委員の人事案件につきましては、以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

申し訳ございません。先ほど、お礼を申し上げるのが欠落いたしておりました。教育長人事案件につきましては、ご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

東 清剛議長

以上で議案の提案説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

日程第6 議案第50号については、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東 清剛議長

挙手全員です。

したがって、議案第50号については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7

東 清剛議長

次に、日程第7 議案第51号 中州地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案者より説明を求めます。

尾上町長。

尾上壽一町長

教育長人事、教育委員の人事案件につきまして、引き続きご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

それではですね、議案第51号 中州地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結についてでございます。

中州地区津波避難タワー建設工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に

基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案につきまして、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、危機管理課長に説明をいたさせます。何とぞ、慎重審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上です。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

東 清剛議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

先ほどの資料の中で4ページ、議案書の4ページですね、間違いだと思うので訂正してほしいと思うのです。西村真紀氏の最終学歴のところ、平成63年となっています。その下も平成63年となっています。間違いだと思うので、訂正をお願いしたいと思います。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

大変申し訳ございません。議案のミスということで、本当はあってはならないことでございます。これからもですね、しっかりとチェックをしながらやっていきたいと思っておりますので、議長をお願いを申し上げます。平成のところを昭和と訂正させていただきまして、この議案訂正をお願い申し上げます。

東 清剛議長

今、町長から言われたように、昭和ということです。ちょっと確認してください。

東 清剛議長

暫時休憩いたします。

(午前 9時 52分)

東 清剛議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 9時 58分)

東 清剛議長

先ほどの議事進行についてであります。先ほど、町長が説明されたように、説明資料の中

で字句が違っていた、それが平成と表記されている部分が昭和が正しいという説明をいただいております。どうぞ、皆様ご理解ください。今後、このようなことがないように重々気を付けていただきたいと思います。特に学校教育課長、よろしく願いいたします。

続きまして、先ほど町長が提案理由を述べました内容説明を求めます。

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

それでは、議案第51号 中州地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について、ご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。

議案第51号 中州地区津波避難タワー建設工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

- 1 契約の目的 中州地区津波避難タワー建設工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 8,918万6,400円
- 4 契約の相手方 三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区島原1009番地
株式会社 平野組
代表取締役 平野金人

平成27年8月11日提出

紀北町長 尾上壽一

提案理由であります、中州地区津波避難タワーを建設するため、平成27年7月30日に入札執行した、中州地区津波避難タワー建設工事請負契約を締結するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び紀北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決が必要であるためであります。

6ページの資料1をご覧ください。本事業であります中州地区津波避難タワー建設工事は、平成26年度に調査設計業務を行い、平成27年度に建設工事を行う2ヵ年事業であり、国土交通省の防災安全交付金に、南海トラフ特措法による加算を活用した国庫補助事業であります。

まず、今回の契約に係る工事費につきましては、請負金額が8,918万6,400円であります。この金額は、工事価格の8,258万円に8%の消費税660万6,400円を加えたものであります。入札は一般競争入札により、町内の3社から参加があり、株式会社 平野組が落札いたしました。予定価格に対する落札率は94.40%であります。

次に工事概要でありますが、主な工事内容としましては、建築工事のうち本体工事では、土工事、地業工事、鉄筋工事、コンクリート工事、鉄骨工事、金属工事、塗装工事であります。外構工事につきましては、コンクリート舗装工事であります。

また、電気設備工事につきましては、蓄電池照明設備工事であります。

次に、工期でありますが、着工が議会の議決の日から平成28年2月6日の完成予定を見込んでおります。

7ページ、資料2をご覧ください。これは敷地案内図と配置図であります。計画敷地は、中州地区の公園内の一部、約256㎡で、北側と東側の道路に面した位置に配置されております。

8ページ、資料3をご覧ください。これは登り口付近の平面詳細図であります。

9ページ、資料4をご覧ください。これは1階から2階までの階段の平面詳細図であります。

10ページ、資料5をご覧ください。これは2階平面詳細図でございます。

11ページ、資料6をご覧ください。これは屋上の平面詳細図であります。

12ページ、資料7をご覧ください。これは左側が南から見た立面図、右が東側から見た立面図であります。

13ページ、資料8をご覧ください。これは建物の中央を南側から見た断面詳細図であります。

14ページ、資料9をご覧ください。これは今回の設計金額の内訳であります。設計金額は9,447万7,320円であります。この金額は工事価格の8,747万9,000円に8%の消費税699万8,320円を加えたものであります。

次に、工事価格8,747万9,000円にかかる設計金額の内訳であります。建築工事のうち本体工事は8,272万6,000円、外構工事は135万2,000円であります。

また、電気設備工事は340万1,000円あります。

以上で、議案第51号の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

東 清剛議長

以上で、議案の提案説明並びに内容説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

4番 樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

この工事なんですけど、児童公園になっているかと思ひまして、その中のですね、遊具等に関しては、以前のご説明では移動する、違う箇所にですね、そういったことをご説明いただいたと記憶しておりますが、この工事期間中の公園の使用禁止等に関してとですね、その点に関してと、そこに設置されてありました遊具、それから今後、それを移動してそちらのほうで使うのか、それとも、この避難タワーの建設が終わりましたら、また遊具を戻すのか、そういった点について、ちょっと私の記憶がないものですから、ご説明をいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

遊具に関しましては、前回、2月4日の全協でもご説明させていただきましたが、工事の関係でですね、公園内にある遊具につきましては、一旦撤去してですね、工事完了後に戻せる部分については戻すということで、タワー建設によって公園用地が一部狭くなりますので、あと遊具につきましても、かなり老朽化が進んでいる遊具がございます。ちょっと現時点ではですね、国の基準というか、そちらのほうでは危険というような回転式の遊具等も設置されておりますので、遊具につきましてはですね、どの遊具を戻すかということについてもですね、現在の遊具の状態を見ながらですね、検討していきたいというふうにご検討しておりますけれども、現時点ではですね、一旦、遊具は工事期間中は撤去し、工事完了後、戻せる遊具は戻すということでございます。以上です。

東 清剛議長

樋口泰生君。

4番 樋口泰生議員

その点に関しまして、この工事概要の中にですね、遊具の移動とか移転とかですね、そういった内容の項目がなかったものですから、この点の費用に関してはどういうふうになっておりますでしょうか。

東 清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

遊具に関しましては、まず、遊具の撤去、移設、復旧、今のところ、設計段階、経費込なん

ですけれども、73万円ほど見込んでおります。以上です。

東 清剛議長

樋口泰生君。

樋口泰生銀

それは別途ということよろしいのでしょうか。確認なんです。

東 清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

今の設計金額の仕様書の中にすでに予定としては入れてございます。先ほど、上野課長がおっしゃったように、撤去後、配置の安全性の間隔とかありますので、その復旧するとか、戻す遊具に関しましては、慎重にちょっと状況を見ながらやっていきたいと考えております。

東 清剛議長

ほかに質疑される方はございませんか。

6番 瀧本 攻君。

6番 瀧本 攻議員

2点お尋ねします。これは3月の予算で9,500万円でしたね。そして、これは約9,000万円くらいになったわけですが、財源内訳がどうなるのか。そのときにおそらく3,000万円ほどですね、合併特例債を使って約自主財源が1割だったと思いますね。財源内訳の問題と、2点目はですね、仮契約の段階なので、2社は出せないということだったので、2社の金額を教えてください。税込で結構です。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

まず、財源でございますけれども、当初予算計上しました国庫補助金につきましてですね、今年度、国のほうへの申請をした段階で、国のほうからですね、交付決定をいただいておりますけれども、その交付決定が全国からのこの事業に対する要望が多かったということでですね、かなり減額になって町のほうへきております。その結果ですね、国庫補助金が減額になった部分につきましては、合併特例債のほうを活用させていただくということで、財源を確保するという形をとっております。前回の当初予算のときにですね、町の実質負担はどれくらいかと

いう議員のご質問があったときにですね、一般財源として、160万円と起債の償還にかかる3割分ですね、3割分で約町の実質負担としては、1,060万円になるという回答をさせていただきましたが、今回、国庫補助金が減額になり、町の合併特例債を借入する部分が増えましたので、実質負担としましては、2,020万円ほど、約960万円増えるような形で財源のほうの更正を見込んでいますところでございます。以上です。

あとですね、業者2社につきましては、議員ご指摘のとおり、ちょっと差し控えさせていただきますが、金額でございます、まず、2番札をあげられた業者さん、申し訳ないのですが、消費税抜きの数字で、消費税込ですね、9,072万円でございます。それから、3番札がですね、9,396万円でございます。以上でございます。

東 清剛議長

瀧本 攻君。

6番 瀧本 攻議員

国庫補助が減ったということで、アバウトですけども、合併特例債が6,000万円くらい該当になるということですか。合併特例債を使うというか、6,000万円くらいになるのですか。そのへんの金額の確認をお願いいたします。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

合併特例債につきましては、当初予算で3,010万円を予定しておりましたが、5,710万円になる予定でございます。

東 清剛議長

8番 入江康仁君。

8番 入江康仁議員

ちょっと教えていただきたいんですけど、この14ページの建設工事の積算やっていますよね、これ。これは昔はですね、大体、官のほうでも、発注する側でも公共工事に関しては、その担当課が積算して根拠を示していたということであったんですけど、今は、この根拠はどのようにして積算しているのか教えていただけますか。

東 清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

工事の積算に関しましては、役場の職員、まず建設課の職員が積算しております。そして、その単価の算出根拠とかは、建築コスト情報とか、建設物価版、そういうふうな書籍に載っていないようなものに関しては、見積もりを取りまして、反映させております。そして、あとは工期とか経費の場合は、建築コスト情報によりまして算定して設計価格としております。以上でございます。

東 清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

今回の場合は、これは見積もりで積算したのか、建設課でやったものか、1点と、そして、今、よく騒がれておるですね、県のほうでもいろいろ入札の、もう最低限度にはならないと、合わないということで、入札拒否になって、入札そのものできないということが、ずっと続いてきたけれど、あれはどういうことが問題でそういうことになっておるの。それはある程度は担当課で積算したものだったら、民間からのあれもあるんでしょう。見積もり取ると。今までは、担当課で積算したのと、それを、仕様を、皆、請負業者に渡して積算させていたのが今までのあれでしょう。だから、今のいう、民間から見積もりを取るというのは、僕は解せないところがあるんですよ。そこはどうですか。

東 清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

今回の場合は、すべて業者に見積もりを取ってしてやっている場合ではございません。部分的に、先ほど言いました、建設物価版とか、建設コスト情報のない部分に対して一部業者見積もりを取っている部分もございます。

2点目の入札が成立せん状態になるということなんですけれども、今回の場合は、3社入札に参加した結果、予定価格から最低制限価格の間の最低者の平野組ということになったのですけれども、ちょっと申し訳ないのですけれども、どういう状態になったときに入札が成立しないという場合というのは、様々、いろいろあると思うのですけれども、会社の技術予定員がいないとか、配置できないとか、自分で業者さんが見積もった価格が入札に参加することを採算の面から合わなかったとか、ちょっとそこは様々あると思うのですけど、申し訳ないですけれど

も、すべてがどうという説明はできませんので、申し訳ありません。

8番 入江康仁議員

民間から見積もり取るというのは、談合みたいになっていくんじゃないかなというところもあるんだけど。

植地俊文建設課長

原則というか、通常はですね、一般に建設物価協会から出ている建設物価版とか、コスト情報の、いうたら、公になっている単価を使っているんです。そして、そこで特殊な部分だけ、専門の業者に見積もりを取っておるのが今回の設計書でございます。以上です。

東 清剛議長

入江康仁君。

8番 入江康仁議員

なぜね、私はこれを言うかというとな、入札にはいろいろな形があると思うんです。しかし、私は今までも何回も言ってきたある問題があるわけですよ。そこでいう入札工事、入札したら、50%から下がっていく。それが今度、随契になってやると、95%以上になる。こんな馬鹿なことがあるかということは何回もやっている。だから、入札制度がおかしいよというのは、これはもう今まで我慢しておったけど、これは今度、公にせないかんかもわからん。こんな入札の仕方っておかしいでしょう、それは。現にあるんですよ、何回もこれずっと。何千万、何億の事業の入札をやっておるんです、これ。そして、根拠がない。根拠が。もう大概にしておかな、私もこれ1回大きなメスを入れやなあかんと思うけど、何億、何十億の問題だから、これ。今までそれをずっとほってきた。私は何回も指摘したんや。だから、そういう入札はどういうふうにするかって、それなら、その管理はなんだって、自分らで何にもようせんですよ。その課は。修理にしたって、何にしたって、その業者から取って、その業者が卸しておるんだから。私は何年越して、だいたい猶予をずっと与えてきた。反省するかどうかというあれを見てきた。だから、その入札そのものはええけど、今までは、官が積算して、それを業者にして、業者が一生懸命積算して、その中で入札した。今、業者からも見積もり取るとか言っておるけど、そのやっぱり業者から見積もりで、今は段階的には、慣例的に業者から今、見積もりはたやすいことですよ。そして、設計事務所がこんだけになると、ある程度の積算して出してくるんでしょう。建設課で。この中州のあれは建設課で皆積算根拠はこれ持っているんですか。持って出しているのかどうかということ。そして、その資料を、今回の場合は業者

に渡して積算されて入札されたわけですね。今回は。いやいや、そこをちょっと答えてもらいたい。

東 清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

今回の中州のタワーに関しましては、図面とか、その設計とかは業者がやっております。その洗い出された図面とかから、その鉄骨の材料とかをひらい上げまして、そして、建設課の職員が先ほど説明しましたように、数量に対する物価版とか、そういうコスト情報ですね、それを当てはめて、建設課の職員が積算部分は、今回は、このタワーに関しましては、職員がやっております。

東 清剛議長

もう3回です。

1番 大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

この本体工事の地業工事に関してですけど、この地盤工事に関する説明というのは、今回、一切ないんですが、これに関して、今回、説明は資料も出していただいて、説明していただけるのでしょうか。やっぱりこの地業工事は大事な部分だと思いますので、その点について、お聞きします。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

地業工事につきましては、2月4日の全協です、地下9mまで土壌改良をしてですね、それから基礎については、2.5mまで埋め込みするという事の、全協でのご説明をさせていただいております、今回、資料として、その部分は付けておりませんが、全協でご説明させていただいた内容と一緒にということでご認識いただきたいと思います。

東 清剛議長

大西瑞香君。

1番 大西瑞香議員

そのとおり変更はないということで、その地盤に関する資料も、またいただきたいと思いま

すので、また後ほどで結構ですので、お願いしたいと思います。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

危機管理課のほうでお渡しできるというか、ご説明できる部分については、ご説明させていただきたいと思います。以上です。

東 清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

2番 原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

先ほどの地業工事に関連してですけれども、地元の方なんかいろいろ聞きますと、この土地は砂地だとか、低いところで地盤が軟らかいとかいうようなことをお聞きしました。これについて、その問題を解決するために、今、言ったような工事がなされたんだと思いますけれども、それについての内訳明細と、それから、その今言った図面をですね、もう1回見せていただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いします。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

地業工事につきましては、先ほども、繰り返しますけれども、2.5mまで埋めるということですね、その基礎工事につきましては、そういうことなのですが、一応、議員が今おっしゃられたようにですね、液状化の懸念も、心配される部分があるということ踏まえてですね、9mまで液状化対策の対策を取ることでの、今回、工法になっております。それにつきましては、また、ご説明できる範囲ではご説明させていただきたいとは思っております。

東 清剛議長

資料を要求されておりますけれども、どうされます。出せます。

尾上町長。

尾上壽一町長

基本的にはですね、全協と変わっておりませんので、全協のときにもご説明いたしておりますので、細かい資料等は、後ほど、議員のほうにお渡しさせていただきたいと思います。

東 清剛議長

ということです。

原 隆伸君。

2番 原 隆伸議員

一応、セメント硬化なんかもすると思いますので、そこらへんの詳細も吟味したいので、それらも含めて、経費の明細も含めてですね、資料をいただきたい、そのように。

東 清剛議長

そのように答えていますので、資料を出すということで、ご了解いただきたいと思います。

2番 原 隆伸議員

検討できないのですか。

東 清剛議長

そうしたら、資料を渡してからじゃないとできないでしょう。資料なしで質問できますか。

尾上壽一町長

基本的には全協のときにそういうご説明をさせていただいておりますので。大きな変更があったらまた話は別なんですけど。

東 清剛議長

ということです。よろしいですね。ご理解いただけますね。資料を出しますということですから。よろしいですね。

はい、平野倅規君。

16番 平野倅規議員

先ほどから聞いていますと、全協のときに説明した不必要だというようなこととございますけれども、今回、その説明したやつの入札結果で、その工事に対しての今日、結論をつけるやつだと思うのですけれども、やったもんで必要ないとか、前のときにやったもんで承知しておるはずやって思われても、どこで設計変更しておって、業者がどこで深さを変えた、鉄骨を何ミリ変えたということは、変更がある場合、可能性があるのです、やはり、この工事の締結をしようと思ったら、契約締結しようと思ったら、やっぱり、私もこれはさっきから見ると、大西さんは良いこと言ったなと思ったんですけど、上の部分だけで、下の部分の詳細図面がないですね。これは前回やったもんで載せなくてもええんやって、これはちょっと不合理だと思います。やはり、今日、この契約を締結しようと思ったら、上も下も図面を付けるのが、これ

は明らかに常識のことです。言ったものでこれは不必要だっていうことは、これは今日、議決することに対しては、おかしい話になるんじゃないですか。やっぱり、それを理事者のほうも訂正して、やっぱり、締結しようと思ったら、上も下も見せなあかん、図面を、と思うのですけども、危機管理課長、いかがですか。いや、町長はいいです。あんたはわりかし口が上手やで。

東 清剛議長

はい、尾上町長。

尾上壽一町長

確かにね、議員おっしゃることもわかりますが、あくまでも資料という形で出させていただいております。そういった意味では、上だけで下がらないということなので、今、暫時休憩をいただきまして、下の部分の資料を提出させて、今の段階でさせていただきます。ただ、資料はですね、大きな変更があれば、また皆さんにも全協とか、こういった場で説明させていただくのですが、そのところはですね、以前に説明させていただいたものは、そのとおりであれば、やっぱり、そのような状況でしたいと。ただ、この部分の地盤の部分については、ご休憩をいただいで提出させていただきます。

東 清剛議長

そのような町長からの申し出がありましたので、暫時休憩いたします。

40分まで休憩いたします。

(午前 10時 27分)

東 清剛議長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 40分)

東 清剛議長

先ほど、要求のありました図面が出ましたので、質疑を再開したいと思います。

質疑される方はありますか。

11番 奥村武生君。

11番 奥村武生議員

基本的には、前段に申し上げますけれども、私は基本的には、地震の研究をしてきた者とし

ては、ここへ建てることには反対ではあったわけですけど、中州の住民の皆さんの感情を逆なでするのではないかという懸念があったものですから、あえて反対しなかった。しかしながらですね、この基礎の問題がいろいろと、しかしながら、言い直しますと、どうして沼地へ建てるのかということですね、長島の喫茶店へ入るたびごとにですね、強い不満とですね、強い指摘を受けているのですよ。場所も悪い。私はなぜ、その問題があったかという、中州地区の皆さんとですね、それから呼崎の回生病院側の皆さんと一緒に逃げれるところへ、本来は建てるべきであったというふうに私は思っているのですよ。その時から思ったんです。しかし、中州の住民の皆さんの感情を逆なですると悪いものですから、あえて反対しなかったわけですけども、意見を言わなかったわけですけども、そのあとから、そういうことを知った長島の住民の皆さんからも散々文句を言われました、これは。

現時点ですね、お尋ねしますけれども、この基礎工事で問題がないというのは、どこの国の機関か、県の機関か、あるいは地震研究所か、そういうふうなところのどこがこの基礎工事で、東北大震災のような地震が揺ったときに持ちこたえられるかという確認をどこがとったのですか。それをまずお尋ねしたい。

東 清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

この建物の基礎工事の判定機関なんですけれども、この建物に関しましては、高度な構造計算を要する建築物でございます。そういうこともありまして、建築物の構造計算適合性判定機関、三重県の技術センターにあるんですけれども、そこで特に基礎の部分、全体も含めてなんですけど、そこで判定いただきまして、この基礎の構造につきましては、地質調査の結果も踏まえまして、問題がないということの判定はいただいております。以上でございます。

東 清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

これはそやけどさ、技術センターだけではないかんじゃないですか。僕はそう思うよ。この間、中日新聞か朝日新聞に載りましたよね。東京大学地震研究所の元准教授の都司先生、私はあの方に随分教えていただきましたし、あの方も長島も回っているし、島勝も須賀利も回っていますけれども、ああいう、ここまでこういう問題が出るんだつたらね、私は国家機関、技術

センターなら技術センターを通してですね、再度ですね、国のほうへ、こういう結果で、技術センターとしては判断したわけですけども、良いかというふうな二段構えが私は必要だと思うのですよ。私はその二段構えを是非、今回、施行するにあたってですね、是非やってほしいのですよ。

東 清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

確認申請の段階でも、建物に対しては、適合が、いったら、問題ないかという判定はございます。この中で、先ほど、構造計算適合性判定機関、これの高度な技術を要する、構造計算を要するものに関しては、こういうところの判定を受けなければ駄目ですよという義務化がされていますので、ここの機関を私がとやかく言うこともないんですけど、ここで判断されたことが、全体的には、国の機関とおっしゃられていますけれども、ここが判定機関ですので、ここでOKですよという話のときに、そのときに改善する点があれば、当然、改善する必要があると思います。ですけども、この造りの中で、基礎も含めてなんですけれど、これで問題はないということですので、判定機関の判断としては、大丈夫だという認識でございまして、以上でございます。

東 清剛議長

奥村武生君。

11番 奥村武生議員

建設課長としての言い分についてはよくわかりましたけれども、3回目ですので、町長にお尋ねしますけれども、早くて2025年ということが、もう大前提になっているんですね。そして、この津波に対しては、まず、三連動及び四連動がまず間違いないだろうと。何回も一般質問で申し上げましたけれども、中央防災会議ではなくてですね、文部省所管の部署はですね、2030年6月とっておるんですよ。そういうことを考えてみる場合に、先ほど、私が申し上げた都司先生はですね、想定された年から遡って10年にはもうすでに完成しておかないと危ないということをおっしゃられます。まず、9.1、東北大震災並みの揺れがあったときを想定して、これを考えないかんわけですけども、お尋ねしたいのは1点、その揺れが、南海トラフにおいて再現された場合でも、このタワーは安全なんですねということをまず、それだけ最後にお尋ねします。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

議員おっしゃったことなんですけども、基本的にはですね、そういった構造計算の建築士が設計しております。そういう中で判断機関もOK、確認申請もOKということで認められているものですから、専門家がそのように判断していただいておりますし、ただ、議員がおっしゃったように、いつ来る、どうのというのは、この契約締結の議案とは少しはなれていると思いますので、そのへんについては、私のほうは答弁を控えさせていただきますが、基本的には、そういった判断基準をクリアしているということで、私は、そこの設計された方、それからこれから施工される方、そして、そういったそういう審査をされる機関のことを信じるということでございます。我々としては、そのために国としても厳しい基準をもってやっているものだと思います。

東 清剛議長

14番 平野隆久君。

14番 平野隆久議員

蓄電池照明設備工事なんですけれども、この340万1,000円計上されておるんですけども、これに関しては、図面には出ていないんですけども、先ほどの地業工事の件でも言われたのですけれども、変更はないということ場合は図面を出さないということで、先ほど、答弁されているんですけど、これも変更なしということで載せていないのか、ただ、載せていなくても、やはり、こういう工事のときは、図面に付けるなり、ある程度、どういう場所に何基つけるなり、そういう表示があって議決させていただきたいと思うんですけども、この点については、どうお考えでしょうか。

東 清剛議長

上野危機管理課長。

上野和彦危機管理課長

タワーのですね、照明につきましては、全協の段階ではですね、屋上に2基設置すると、あと、そこから下の階段部分とかにつきましては、適宜判断していくということでお答えさせていただいております。非常に申し訳ないのですが、今回の設計につきましてはですね、屋上に4基設置するという、それから、1階下の2階部分につきましても、倉庫の部分に1基と、

それから、それ以外のところに4基、それと階段部分に2基、これでタワー全体の照明が確保できるというふうに伺っております。ですので、照明につきましては、全部で11基になります。

それと、全協の際にですね、今回は商用電源を利用するということでの説明をさせていただきましたが、その後の検討の結果ですね、ソーラーを使って蓄電をしながらやっていくという方式に変更になったというふうに伺っておりまして、そのへんについて、変更があったことにつきましてはですね、ちょっと今回の説明資料の中に盛り込まれていなかったことについては、お詫び申し上げたいと思います。以上です。

東 清剛議長

平野隆久君。

14番 平野隆久議員

先ほどね、この他の議員もいろいろ言われたんですけども、変更があった場合は、特にせなあかんということは、先ほど、町長も答弁されているんです。変更があった場合は、特に今の話、商用からソーラーになったと、商用電源からソーラーになったと。そして、基もだいぶ増えたということなので、その点については、もっとね、この点については、少なくとも資料を付けて説明すべきだと思うんです。やはり、町民の方、また、付けるその地域の方にも、紀北町の方々にも説明すべきことだと思うのです。その点について、先ほど、これが出ましたのでね、今度、資料としてね、提出する場合、変更があった場合は特にそうだし、変更がなくても、やっぱり資料として、議決の判断するためにね、必要なものは今後とも揃えてほしいと思います。再度、町長の答弁を求めます。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

今、課長も申し上げたように、変更の部分を説明できなかったことはお詫び申し上げます。

それと、また、今後もですね、いろいろ判断しながら必要な書類についてはですね、また、議運の皆様ともお話ししながらですね、必要と思うものは、積極的に出していききたいなと思いますので、ご理解をお願い申し上げます。

東 清剛議長

玉津 充君。

10番 玉津 充議員

先ほど、配付された図面なんですけどね、これは全協のときは、この図面でよろしいかと思うのです。というのは、これは液状対策案となっています。この図面は。したがって、この議会のこの席上でですね、もう決定のときに出される資料としては、不適切だと思います。この対策案というところを削除してもらって配付していただきたいと思うのですが、町長いかがでしょうか。

東 清剛議長

尾上町長。

尾上壽一町長

申し訳ございません。この資料を付ける判断をしていなかったものですから、そのまま今、休憩の間にさせていただいたので、これは案ではなしに、この形でいきますので、ご了解願いたいと思います。ということで、資料のところの案というものを削除していただきたいと思います。

東 清剛議長

玉津 充君。

11番 玉津 充議員

そういうところを丁寧にですね、きちんと進めていただきたいというふうに思います。今後、よろしくをお願いします。

東 清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

原議員には、資料が出されましたので、質疑を許します。

2番 原 隆伸議員

左手の図面のところにFGとありますけれども、このFGのところは、セメントを硬化しているのか、それとも空洞であるのか、ちょっとそこをお聞きします。

それとあと、この基礎工事の内訳明細ですね、それをいただきたいと思います。

東 清剛議長

植地建設課長。

植地俊文建設課長

この図面のFGというところには、この四角く書いてあるところが柱部の基礎でございます、その柱部を囲うように、地中梁が、幅が70cmの高さ2m20cmで周囲を囲むように地中梁が

入ります。そして、その底板にあたる部分は全面が、この図面でいきますと、右側の柱状改良図の内側が底板コンクリートになりまして、全面的に底板のコンクリートが打たれます。その中に柱部分と、先ほど説明しました地中梁が入りまして、その内側には、増し打ちコンクリートが1m施工されます。そういうふうな基礎の形状でございます。以上です。

東 清剛議長

もう1つ、他の質問は何でしたか。

2番 原 隆伸議員

基礎工事の経費の内訳明細ですね。それをいただきたい。

東 清剛議長

先ほど、要求があったのが、それもあったんですけど、出せるんですか。要求があったけど、出せるか、出せないか。

尾上壽一町長

議決後だったらまた。今の段階で、きっちり出してしまうと、議決してもらわないと。

東 清剛議長

議決後なら出せると思いますけど、議決前ですので、入札金額だけですね。今のところ出せない。議決が終われば出せるということです。ご理解ください。

質疑ですので、先ほど、終わったので。

2番 原 隆伸議員

それを見ないと、議決できないのではないですか。

東 清剛議長

そのへんは、担当課はいかがですか。

はい、尾上町長。

尾上壽一町長

細かい詳細はですね、これを議決をしていただければ隠すものではございませんが、もし、これが否決とか、そういった次の手があった場合、細かい数字がズッと出てしまいますと、次に、もし、再入札なんかになったときに、ちょっと不都合がございますので、あとそういったものは、一定のこういったものを、今、名前が出せないっていうのも、そういったいろいろな事情もございますので、そこはご理解いただくしかないかなと思います。

東 清剛議長

ほかに質疑される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

(発 言 す る 者 な し)

東 清剛議長

以上で討論を終了し、採決いたします。

お諮りします。

追加日程第7 議案第51号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

東 清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

東 清剛議長

それでは、これで平成27年第2回紀北町議会臨時会を閉会いたします。

(午前 10時 57分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 27 年 9 月 18 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 奥村武生

紀北町議会議員 平野隆久